

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 1 項に規定する匿名医療保険等関連情報から抽出・加工され、同項の規定により提供されるデータ（以下「NDB データ」という。）について、法第 16 条の 2 第 1 項の規定により NDB データの提供を受け、利用する者（以下「NDB 利用者」という。）は、法第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づき、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないこととされている。また、同条第 2 項の規定に基づき、国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者については、政令で定めるところにより、当該手数料を減額又は免除することができることとされている。
- NDB データについては、令和 6 年秋から、厚生労働省において、個人特定の可能性がある項目にマスク等の処理を予め行った探索的解析用のデータセットを作成した上で、提供の申出から原則 7 日（土日祝を含む。）で、NDB 利用者が、医療・介護データ解析基盤（Healthcare Intelligence Cloud。以下「HIC」という。）にリモートアクセスを行い、探索的解析等を実施できる環境を整備することとしている。
- これに伴い、HIC 上では、マスク等の処理を予め行ったデータセット等の利用など、案件によっては提供データの作成負荷がほとんど生じない利用形態も多く想定されるため、案件ごとに生じる費用項目に応じて手数料を算出できる体系に改める。また、NDB データの利用に当たって生じるクラウド利用費用を手数料の体系に取り込む。
- 併せて、NDB データの提供を今後も安定的に行うため、手数料の免除対象を整理するとともに、国民保健の向上に特に重要な役割を果たす者の利用を阻害しないよう、減額対象に係る規定を新設する。

2. 改正の概要

- （1）法第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づき、NDB 利用者が納付すべき手数料の額は、次に掲げる額を合算した額とする。
- ① NDB データの提供の申出につき、162,100 円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働大臣が定める額
 - ② 提供する NDB データの内容に係る調整に要する時間 1 時間までごとに 8,600 円
 - ③ 提供する NDB データの抽出に要する時間 1 時間までごとに 58,300 円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働大臣が定める額
 - ④ 提供する NDB データの抽出に要する記憶容量 1 ギガバイトごとに 2,700 円を超え

ない範囲内において実費を勘案して厚生労働大臣が定める額

- ⑤ HIC を利用する場合において、その期間6か月までごとに、1人当たり 5,355,200円を超えない範囲内において、HICの性能を勘案して定める区分ごとに、実費を勘案して厚生労働大臣が定める額（ただし、HICの機能を追加する場合には、当該機能の利用に係る実費を勘案して厚生労働大臣が定める額を加えた額）

また、追加の手数料が生じた場合の手数料納付に関する規定を設ける。

(2) 法第17条の2第2項の規定に基づき、国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者は、次のとおりとする。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第2条第1項に規定する補助金等（以下「補助金適正化法の補助金等」という。）（厚生労働大臣が交付するものに限る。）又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第16条第3号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金（以下「AMED助成金」という。）（厚生労働大臣が交付した補助金等を財源とした間接補助金等に限る。）を充てて行う業務を行う者
- ② ①の者から業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）を受けた者
- ③ ①又は②の者のみにより構成されている団体
- ④ 国の行政機関（厚生労働大臣を除く。）及び地方公共団体
- ⑤ 補助金適正化法の補助金等（厚生労働大臣が交付するものを除く。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2（同法第283条第1項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金（以下「地方自治法の補助金」という。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）第15条第1号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付する補助金又は資金（以下「科研費」という。）又はAMED助成金（厚生労働大臣が交付した補助金等を財源とした間接補助金等を除く。）を充てて行う業務を行う者
- ⑥ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立高度専門医療研究センターその他の国民保健の向上に密接な関連がある業務を行うものとして厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人又は同条第6号に規定する公益法人等をいう。）（NDBデータを利用して行う研究又は業務が、適正な保健医療サービスの提供に特に資すると厚生労働大臣が認める場合に限る。）
- ⑦ 国立研究開発法人科学技術振興機構から国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）第23条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当

する業務としての委託を受けた者、振興会から振興会法第 15 条第 3 号又は第 4 号に掲げる業務の委託を受けた者

- ⑧ ④から⑦までの者からそれぞれ業務の委託を受けた者
- ⑨ ①から⑧まで（③を除く。）の者のみにより構成されている団体（③の者を除く。）

(3) 厚生労働大臣は、NDB利用者が（2）①から③までのいずれかに該当する者である場合には、手数料を免除する。

(4) 厚生労働大臣は、NDB利用者が（2）④から⑨までのいずれかに該当する者である場合には、手数料の金額の 50%に相当する額を減額する。

ただし、補助金等の交付を受ける研究者個人は、法人に比べて負担能力が低く、補助金等の額の水準を加味して手数料の限度額を設定しなければ NDB データの利用が阻害されることとなるため、手数料の金額が一定以上の場合については、その負担能力を考慮して下記の限度額を設定する。

対象者	限度額
A B以外の者（手数料の金額が 200 万円未満の者を除く。）	100 万円＋ 手数料の金額から 200 万円を控除した額に 10%を乗じて得た額
B Aを適用した場合に減額する額に加えて更なる減額をしないこととすれば、当該業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認める者（手数料の金額が 100 万円未満の者を除く。） ※ 具体的には、科研費のうち、若手研究者も取得できるものの比較的交付額が少ない「基盤研究 (C)」や「若手研究」の補助金種目の交付を受けている者を想定)	50 万円＋ 手数料の金額から 100 万円を控除した額に 5%を乗じて得た額

(5) 本政令案の施行前に NDB データの提供の申出を行った者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例によることとする。

(6) 本政令案の施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間においては、NDB 利用者が次のいずれかである場合については、（4）の内容にかかわらず、手数料を免除する。

- ① 国の行政機関（厚生労働大臣を除く。）及び地方公共団体
- ② 地方自治法の補助金を充てて行う業務を行う者
- ③ ①又は②の者からそれぞれ業務の委託を受けた者
- ④ ①～③のみで構成される者

(7) NDB 利用者が(2)の者のいずれにも該当しない者である場合の手数料の金額((1)③、④に係る部分に限る。)については、

- ・ 本政令案の施行日から令和8年3月31日までの間は、手数料の金額の50%に相当する額を減額し、
- ・ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、手数料の金額の25%に相当する額を減額する。

(8) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

法第17条の2第1項及び第2項

4. 施行期日等

公 布 日 : 令和6年10月上旬(予定)

施行期日 : 令和6年11月1日